

法務省刑総第572号(例規)  
平成28年5月2日

検事総長殿  
検事長殿  
検事正殿

法務省刑事局長 林 眞琴  
(公印省略)

執行事務規程の一部を改正する訓令の運用について(依命通達)

本日付け法務省刑総訓第3号大臣訓令をもって執行事務規程(平成25年法務省刑総訓第2号大臣訓令。以下「規程」という。)の一部が改正され、本年6月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成28年政令第198号)により、平成25年6月19日に公布された刑法等の一部を改正する法律(平成25年法律第49号。以下「刑法等一部改正法」という。)及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律(平成25年法律第50号。以下「薬物法」という。)が本年6月1日から施行されることに伴い、関係する事務処理の手続等が定められたものです。

つきましては、下記事項に留意した上、その適正な運用に遺漏のないように願います。

#### 記

#### 第1 主な改正点について

- 1 執行猶予の別の明示等について(規程第7条の見出し及び様式第44号関係)  
刑法等一部改正法により、刑法(明治40年法律第45号)第25条による刑の執行猶予が「刑の全部の執行猶予」に改められるとともに、刑法第27条の2以下に刑の一部の執行猶予制度が新設された。  
そこで、改正後の刑法第25条による執行猶予のみを指すべき規程第7条の見出しにおける「執行猶予」が「全部執行猶予」に、刑の執行猶予の言渡し取消請求書(乙の3)(様式第44号)における「刑の執行猶予」が「刑の全部の執行猶予」に、それぞれ改められた。
- 2 刑の一部の執行猶予の言渡しに係る裁判の明示等について(様式第2号、第7号から第14号まで、第16号、第21号、第23号から第35号まで、第

37号から第49号まで、第50号、第51号、第54号、第55号、第57号から第59号まで及び第61号関係)

刑の一部の執行猶予が言い渡された場合において、執行が猶予された部分(執行猶予の言渡しが取り消された場合にあつては、執行が猶予されていた部分を含む。以下「猶予部分」という。)の期間を含め、その裁判結果を明示するとともに、その執行状況等を調査して報告するため、刑執行猶予通知書(様式第2号)、執行事務月表(様式第59号)等上記各様式について、所要の改正が行われた。

3 執行すべき刑名刑期等の明示について(様式第7号から第14号まで、第16号、第23号、第25号から第35号まで、第37号から第39号まで、第50号から第52号まで、第54号、第57号及び第58号関係)

(1) 刑法第27条の2第1項及び薬物法第3条の規定により読み替えて適用される刑法第27条の2第1項の規定によりその一部の執行を猶予された刑(以下「一部執行猶予刑」という。)については、そのうち執行が猶予されなかった部分(以下「実刑部分」という。)の期間を執行し、実刑部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から、その猶予の期間を起算することとされた。

また、刑法等一部改正法及び薬物法により、刑の一部の執行猶予の言渡しの必要的取消事由(刑法第27条の4)及び裁量的取消事由(刑法第27条の5又は薬物法第5条第2項の規定により読み替えて適用される刑法第27条の5)に関する規定が新設されるとともに、刑の一部の執行猶予の取消しの場合における他の刑の執行猶予の取消しに関する規定(刑法第27条の6)が新設された。

(2) そこで、一部執行猶予刑のうち実刑部分の期間の執行を指揮する場合、規程第39条及び第40条に規定する刑の執行順序変更をする場合、規程第6章に規定する刑の分離決定に関する手続をする場合など、裁判の把握及び自由刑の執行の対象となる刑名刑期を明確にする必要がある場合には、執行すべき刑名刑期の欄等に実刑部分の期間を示す刑名刑期を記載するとともに、その横に「(一部執行猶予刑の実刑部分)」と付記することにより、その対象となる刑名刑期を明確にするため、執行指揮書(様式第10号)等上記各様式について、所要の改正が行われた。

(3) また、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消された場合、猶予部分の期間を含む言い渡された刑期全部を執行することとなるが、刑の一部の執行猶予の言渡しの裁判とその言渡しの取消しの裁判とは別個の裁判であり、検察総合情報管理システム(以下「検察システム」という。)上別個に管理されるものであつて、執行の指揮も別個に行う必要があることから、執行すべき刑名刑期の欄等に猶予部分の期間を示す刑名刑期を記載するとともに、その横

に「(一部執行猶予刑の猶予部分)」と付記することにより、その対象となる刑名刑期を明確にするため、執行指揮書等上記各様式について、所要の改正が行われた。

4 刑執行猶予言渡しの取消しの通知及び保護観察者の再犯通知について（規程第46条及び第54条関係）

刑法第27条の2第1項の規定により刑の一部の執行を猶予する場合においては、猶予の期間中保護観察に付することができ（刑法第27条の3第1項）、また、薬物法第3条の規定により読み替えて適用される刑法第27条の2第1項の規定により刑の一部の執行を猶予する場合においては、刑法第27条の3第1項の規定にかかわらず、猶予の期間中保護観察に付することとされた（薬物法第4条第1項）。

そこで、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消された者が、これらの規定により保護観察に付されていたものであるときは、執行担当事務官が刑執行猶予言渡し取消通知書（様式第49号）により、その者の住居地を管轄する保護観察所の長に通知することとされた（規程第46条第2項）。

また、被疑者又は被告人がこれらの規定による保護観察中の者であることを知ったときは、執行担当事務官が保護観察者再犯通知書（様式第55号）により、本人の住居地又は現在地を管轄する保護観察所の長にその旨を通知することとされた（規程第54条）。

5 刑の執行猶予の言渡しの取消請求等について（様式第40号から第43号まで、第45号、第46号及び第49号関係）

上記第1、3記載のとおり、刑法等一部改正法及び薬物法により、刑の一部の執行猶予の言渡しの取消しに関する規定が新設された。

そこで、刑の執行猶予の言渡し取消請求書（甲の1）を始めとする刑の執行猶予の言渡しの取消請求に係る各様式について、一部執行猶予刑の執行猶予の言渡しの取消請求を行う場合にも対応できるよう所要の改正が行われるとともに、刑執行猶予言渡し取消通知書について、一部執行猶予刑の執行猶予の言渡しが取り消された場合にもその取消事由が記入できるよう所要の改正が行われた。

6 仮釈放の失効通知等及び仮釈放の取消し等による残刑の執行通知について（規程第46条、第56条及び様式第49号の2、第57号関係）

刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その刑について仮釈放の処分を受けた場合において、当該仮釈放中に当該執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その処分は、効力を失うこととされた（刑法第29条第2項）。

そこで、同項の規定により仮釈放の処分が効力を失ったときは、検察官が保護観察所の長及び刑事施設の長に対し、その事由に関し必要な事項を通知することとされたため、規程第46条第3項から第6項までが新設され、それに伴

い、仮釈放失効通知書（様式第49号の2）の様式が定められた。

また、勾留中の被告人について、仮釈放の処分が効力を失って残刑の執行が開始されたことを知ったときは、執行担当事務官が仮釈放取消し等残刑執行通知書（様式第57号）により当該被告事件の係属する裁判所にその旨を通知することとされた（規程第56条）。

## 第2 運用上の留意点について

### 1 執行猶予の通知等について（規程第7条関係）

前記第1，4記載のとおり、一部執行猶予刑についても、刑の全部の執行猶予と同様に、執行猶予の期間中必要的又は任意的に保護観察に付される。

一部執行猶予刑について執行猶予の期間中保護観察に付された者については、地方更生保護委員会が、刑法第27条の2の規定による猶予の期間の開始の時までに、決定をもって、その者が居住すべき住居を特定することができる（更生保護法（平成19年法律第88号）第78条の2第1項）とされる一方で、その決定をした場合において、猶予の期間の開始までの間に、当該決定により特定された住居に居住することが相当でないと認められる事情が生じたと認めるときは、決定をもって、住居の特定を取り消す（同条第2項）ものとされた。他方で、地方更生保護委員会は、住居を特定する旨の決定をしない旨の判断をして、猶予の期間の開始までの間にその者が居住すべき住居を特定しないときは、刑事施設からの釈放後に出頭する保護観察所を定めることとされた。

地方更生保護委員会は、これらの決定又は判断をしたときには、その都度、保護観察所の長に対し、その旨を通知することとされたことから、保護観察所の長は、一部執行猶予刑について執行猶予の期間中保護観察に付された者については、これらの通知により猶予の期間の開始を把握することとなる。

そのため、規程第7条に定める執行猶予の通知等については、従来どおり、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者のうち保護観察に付されたもののみを対象とすることとされた。

### 2 一部執行猶予刑の執行指揮に当たっての留意点について（規程第16条，第19条，第21条及び第34条並びに様式第10号等関係）

一部執行猶予刑の執行を指揮するに当たっては、以下の諸点に留意する必要がある。

#### (1) 一部執行猶予刑の執行指揮について

一部執行猶予刑の執行指揮は、既に執行猶予の言渡しが取り消されている場合を除き、執行指揮書の執行すべき刑名刑期欄に実刑部分の期間を記載して行うこととなる。

#### (2) 一部執行猶予刑の実刑部分の期間の最終日の翌日以後に、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消された場合について

刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されたとはいえ、実刑部分の期間は

既に執行済みであることから、猶予部分の期間のみ、執行されることとなる。

この場合において、執行猶予の言渡しの取消原因となった他刑（以下「取消原因刑」という。）が存在するときは、取消原因刑の執行を指揮するとともに、猶予部分の期間の執行を指揮することとなるところ、当該部分の期間の執行の指揮は、執行すべき刑名刑期欄に「（一部執行猶予刑の猶予部分）」と付記した執行指揮書によることとなる。

なお、拘禁されている刑がある場合、その刑期は裁判確定の日から起算される（刑法第23条第1項、第2項）ことから、取消原因刑について勾留され、その勾留を利用して一部執行猶予刑の執行猶予の言渡しの取消手続が行われたような場合には、取消原因刑の執行と猶予部分の期間の執行とを同時に指揮することとなったとしても、刑の軽重にかかわらず、勾留されている取消原因刑が先に執行されることとなる。

また、上記の場合を除いて取消原因刑の執行と猶予部分の期間の執行とを同時に指揮することとなった場合は、両者のうち重い刑から先に執行されるのが原則であるところ（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第474条本文）、この場合における刑の軽重は、取消原因刑の刑期と猶予部分の期間を含む一部執行猶予刑の刑期全部とを比較して判断されるものと考えられるため、両者を比較した上、重い刑の執行に引き続き軽い刑を執行すべき旨を執行指揮書に明記して執行を指揮することとなる。

さらに、実刑部分の期間が既に執行済みである以上、実刑部分の期間の執行時に、未決勾留日数に相当する期間も執行済みとなる。したがって、猶予部分の期間の執行を指揮するに当たっては、未決勾留日数の重複算入を防止するため、その執行指揮書の通算期間欄に、実刑部分の期間の執行指揮書と重複して未決勾留日数を記載することのないよう留意するとともに、備考欄に、「未決勾留日数〇日は、先に執行指揮した本刑の実刑部分の期間に通算又は算入済みである。」など、未決勾留日数に相当する期間が執行済みである旨記載する。

- (3) 一部執行猶予刑の実刑部分の期間の最終日以前に、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消された場合について

刑の一部の執行猶予の言渡しの裁判及びその言渡しの取消しの裁判は検察システム上別個に管理されるものであることから、それぞれの刑期の執行の指揮も別個の執行指揮書により行う必要がある。そこで、一部執行猶予刑の刑期全部の執行を指揮するに当たり、いまだ実刑部分の期間の執行を指揮しておらず、取消しに係る猶予部分の期間の執行指揮と同時に行う場合であっても、執行すべき刑名刑期欄に「（一部執行猶予刑の実刑部分）」と付記した執行指揮書により実刑部分の期間の執行を指揮するとともに、同欄に「（一

部執行猶予刑の猶予部分)」と付記した別個の執行指揮書により猶予部分の期間の執行を指揮することとなる。また、既に実刑部分の期間の執行を指揮していたときは、同欄に「(一部執行猶予刑の猶予部分)」と付記した別個の執行指揮書により猶予部分の期間の執行を指揮することとなる。

このように、一部執行猶予刑の刑期全部の執行の指揮は、実刑部分の期間と猶予部分の期間とでそれぞれ別個の執行指揮書によることとなるが、実刑部分の期間と猶予部分の期間とが別個に執行されるのではなく、猶予部分の期間を含む言い渡された刑期全部を執行されることとなるため、取消原因刑が存在する場合であって、その執行を指揮した後に、猶予部分の期間の執行を指揮したときも、猶予部分の期間が実刑部分の期間に引き続いて執行されることとなり、取消原因刑は、これら刑期全部の執行に引き続き執行されることとなる。したがって、猶予部分の期間の執行を指揮するに当たっては、執行指揮書の備考欄に、「他に執行すべき懲役又は禁錮の有無にかかわらず、執行中の本刑の実刑部分の期間に引き続き執行されたい。」などと記載して、執行中の実刑部分の期間に引き続いて執行する旨を明らかにして指揮する必要がある。

また、執行の対象となるのは飽くまで言い渡された刑期全部であることから、未決勾留日数は、刑期全部に通算又は算入されることとなる。

例えば、刑の一部の執行猶予の言渡しについて未決勾留日数が算入された場合において、実刑部分の期間の執行を指揮するときには、算入された未決勾留日数に相当する期間だけ実刑部分の期間が既に執行済みとなるものと考えられる。その後、実刑部分の期間の最終日以前に執行猶予の言渡しが取り消され、猶予部分の期間の執行を指揮する場合には、実刑部分の期間のみではなく刑期全部が、算入された未決勾留日数に相当する期間だけ既に執行済みとなる。したがって、このような場合において、猶予部分の期間の執行を指揮するに当たっては、備考欄に、上記執行中の実刑部分の期間に引き続いて執行する旨の記載に加え、「先に執行を指揮した実刑部分の期間の執行指揮書の通算期間欄記載の未決勾留日数は、実刑部分の期間ではなく本刑の刑期全部に通算又は算入して刑期を計算されたい。」などと記載して、刑期全部から未決勾留日数を控除する旨を明記する。この指摘をしなかった場合、刑期全部の終了日の計算を誤り、不当に長く受刑させてしまうなどの過誤にもつながりかねないことから、留意されたい。他方、通算期間欄の未決勾留日数の記載は、重複して算入することを防止するため、実刑部分の期間の執行指揮書にのみ記載し、猶予部分の期間の執行指揮書には重複して記載しない取扱いとするので、留意されたい。

- (4) 刑の全部の執行猶予を言い渡された者が、その執行猶予期間中に再犯を犯し、当該再犯について更に刑の一部の執行猶予を言い渡された場合について

この場合、刑の一部の執行猶予の言渡しの判決確定後、先に言い渡された刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消される（刑法第26条第1号）。

そして、先に確定した一部執行猶予刑の実刑部分の期間の執行を先行して指揮した場合において、その後に全部執行猶予を取り消された刑を執行する際には、執行中の刑（一部執行猶予刑の実刑部分の期間）に引き続き執行すべき旨を明らかにして、その執行を指揮することとなる（規程第16条第2号）。この場合、一部執行猶予刑の猶予の期間は、一部執行猶予刑の実刑部分の期間及び全部執行猶予を取り消された刑が順次執行され、その最終日の翌日から起算される（刑法第27条の2第3項）。

他方、一部執行猶予刑の実刑部分の期間の執行と全部執行猶予の言渡しを取り消された刑の執行とを同時に指揮することとなった場合においても刑訴法第474条本文の規定により重い刑から先に執行することとなるところ、その刑の軽重は、一部執行猶予刑の実刑部分の期間と全部執行猶予の言渡しを取り消された刑の刑期とを比較して判断されるものと考えられるため、両者を比較した上、重い刑の執行に引き続き軽い刑を執行すべき旨を執行指揮書に明記して執行を指揮することとなることから、留意されたい。

3 執行指揮以外の手続について（規程第12条、第16条、第18条、第20条、第21条、第25条、第26条、第28条から第35条まで、第37条、第39条、第49条、第50条、第56条及び第57条並びに様式第7号から第14号まで、第16号、第23号、第25号から第35号まで、第37号から第39号まで、第50号から第52号まで、第54号、第57号及び第58号関係）

一部執行猶予刑については、執行指揮のほかにも刑の執行停止や刑の執行不能決定などの手続を行うことがあるが、執行指揮と同様に、検察システム上別個に管理されるものであることから、その手続も別個に行う必要があるが、一部執行猶予刑の執行状況次第で手続の内容が異なる。

例えば、刑の執行停止を行う場合において、一部執行猶予刑の執行猶予の言渡しが取り消されておらず、実刑部分の期間の最終日以前であるときは、「（一部執行猶予刑の実刑部分）」と付記した刑の執行停止書（様式第26号）により、実刑部分の期間の執行停止をすることとなる。

これに対し、実刑部分の期間の最終日以前に執行猶予の言渡しが取り消された場合において、刑の執行停止を行うときは、「（一部執行猶予刑の実刑部分）」と付記した刑の執行停止書により実刑部分の期間の執行停止をするとともに、「（一部執行猶予刑の猶予部分）」と付記した別個の刑の執行停止書により猶予部分の期間の執行停止をすることとなる。

また、実刑部分の期間の最終日の翌日以後に執行猶予の言渡しが取り消された場合において、刑の執行停止を行うときは、「（一部執行猶予刑の猶予部分）」

と付記した刑の執行停止書により、猶予部分の期間の執行停止をすることとなる。

4 刑の執行順序変更における留意点について(規程第39条及び第40条関係)

一部執行猶予刑について刑の執行順序変更を行う場合においても、その執行状況によって手続の内容が異なるのは、上記第2、3と同様であり、例えば、実刑部分の期間の最終日以前に執行猶予の言渡しが取り消された場合において、刑の執行順序変更を行うときは、「(一部執行猶予刑の実刑部分)」と付記した刑の執行順序変更書(様式第37号)により実刑部分の期間の執行順序変更をするとともに、「(一部執行猶予刑の猶予部分)」と付記した刑の執行順序変更書により猶予部分の期間の執行順序変更をすることとなる。

なお、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者であっても、仮釈放に関する刑法第28条の規定は適用され得ることから、刑の一部の執行猶予の言渡しがなされる場合であっても、言い渡された刑期全部の三分の一を経過することによって、仮釈放が可能となる。

そのため、一部執行猶予刑の実刑部分の期間の執行に引き続き、他の禁錮以上の刑を執行すべき場合において、仮釈放の資格を早く取得させる目的で、刑の執行順序を変更するときは、刑の一部の執行猶予の判決において言い渡された刑期全部の三分の一を経過することが必要となるので、留意されたい。

5 一部執行猶予刑に係る執行猶予の言渡しの取消し通知について(規程第46条第2項関係)

刑の執行猶予の言渡しを取り消された者が刑法第25条の2第1項、第27条の3第1項又は薬物法第4条第1項の規定により保護観察に付されていたものであるときは、執行担当事務官は、刑執行猶予言渡し取消通知書により、その者の住居地を管轄する保護観察所の長に通知することとなるが(規程第46条第2項)、同項にいう「保護観察に付されていたもの」とは、執行猶予の言渡しが取り消されたときに保護観察に付されていたものを指すため、刑の一部の執行猶予の言渡しを受け猶予の期間中保護観察に付することとされた者について、その猶予の期間が起算される前(実刑部分の期間の最終日以前又は実刑部分の期間に引き続いて執行される他の懲役又は禁錮の執行中)に執行猶予の言渡しが取り消された場合においては、同項による通知は不要である。

6 仮釈放の失効通知について

(1) 保護観察所の長に対する仮釈放の失効通知について(規程第46条第3項及び第6項関係)

刑法第29条第2項の規定により仮釈放の処分が効力を失ったときは、保護観察所において、仮釈放の処分が効力を失ったことによる保護観察事件の終結手続を行う必要があることから、刑の一部の執行猶予の言渡しの取消請求をした検察官は、仮釈放失効通知書(様式第49号の2)により、その者



の住居地を管轄する保護観察所の長にその旨を通知することとされ（規程第46条第3項）、検察官が通知をしたときは、執行担当事務官は、検察システムによりその旨を管理することとされた（規程第46条第6項）。なお、仮釈放の処分が効力を失った旨の通知を受けた保護観察所の長は、通知をした検察官に対し、刑法第29条第2項の規定により仮釈放の処分が効力を失った者（以下「仮釈放失効者」という。）に係る仮釈放中の保護観察停止に関する事項等の通知（以下「仮釈放失効前状況通知」という。）をすることとされたところ、検察官は、下記第2, 6, (2)記載のとおり、刑事施設の長に対し、仮釈放失効前状況通知を送付することにより、仮釈放中の保護観察停止に係る事項等について通知することとなるため、保護観察所の長に対する仮釈放の処分が効力を失った旨の通知は、速やかに行う必要がある。

この点、仮釈放の処分が効力を失うのは、一部執行猶予刑について仮釈放の処分を受けた場合において、「当該仮釈放中に当該執行猶予の言渡しが取り消されたとき」、すなわち、当該執行猶予の言渡しを取り消した決定の執行力が生じたときである。

そして、執行猶予の言渡しを取り消した決定は、当該決定に対する即時抗告申立期間が満了したとき、又は、即時抗告の申立てがなされた場合にあってはその棄却決定が告知されたときにそれぞれ執行力が生じることから、その時点において、保護観察所の長に通知することとなる。

なお、刑の一部の執行猶予の言渡しの取消しにより仮釈放の処分が効力を失った場合、同時に、猶予部分の期間の執行を指揮することとなることから、必要に応じて、その執行のために収容を行うことがあるが、仮釈放の処分が効力を失ったことのみを理由として、収容を行う必要はない。この場合において、収容した者が裁判所に係属中の事件の被告人であるときは、猶予部分の期間の執行について、規程第26条第2号の規定により、当該裁判所に対し、刑執行指揮通知書（様式第23号）を送付し、執行指揮をした旨を通知することとなるが、当該通知書の備考欄には、仮釈放の処分が効力を失ったことによる残刑も併せて執行されることとなる旨を記載する必要がある。

(2) 刑事施設の長に対する仮釈放の失効通知等について（規程第46条第4項から第6項まで関係）

刑法第29条第2項の規定により仮釈放の処分が効力を失った場合において、仮釈放失効者が刑事施設に収容されているときは、刑事施設において仮釈放の処分が効力を失った残刑を執行すべき者として把握する必要があることから、検察官は、直ちに、仮釈放失効通知書により、当該仮釈放失効者が収容されている刑事施設の長に対し、刑法第29条第2項の規定により仮釈放の処分が効力を失った旨を通知することとされた（規程第46条第4項前段）。

この場合において、検察官が、規程第46条第3項の規定により通知をした保護観察所の長から上記第2, 6, (1)記載の仮釈放失効前状況通知を受けたときは、速やかに、当該仮釈放失効者が収容されている刑事施設の長にこれを追送することとされた（規程第46条第4項後段）。これは、刑事施設において、仮釈放失効前状況通知を、仮釈放中の保護観察停止に関する事項その他の仮釈放中の保護観察の状況の把握及び執行済み刑期の計算に利用するためである。

また、刑法第29条第2項の規定により仮釈放の処分が効力を失った場合において、仮釈放失効者が刑事施設に収容されていないときは、検察官は、仮釈放の処分が効力を失う原因となった刑の一部の執行猶予の言渡しの取消裁判について、規程第45条の規定により、刑事施設の長に対し執行の指揮をすることとなるので、その際、仮釈放失効通知書に上記第2, 6, (1)記載の仮釈放失効前状況通知を添えて、当該刑事施設の長に刑法第29条第2項の規定により仮釈放の処分が効力を失った旨を併せて通知することとされた（規程第46条第5項）。

この場合においては、一般的に保護観察所の長から仮釈放失効前状況通知を受けた後に執行の指揮をすることとなることから、仮釈放失効前状況通知を受ける前に仮釈放失効通知書により刑事施設の長に通知する必要はなく、仮釈放失効前状況通知を受けた後に仮釈放失効通知書の添付資料として併せて通知することとなる。

なお、検察官が、保護観察所の長から仮釈放失効前状況通知を受けたとき、刑事施設の長に対し仮釈放失効通知をしたとき又は規程第46条第4項後段の規定により刑事施設の長に対し仮釈放失効前状況通知を送付したときは、執行担当事務官は、検察システムによりその旨を管理することとされた（規程第46条第6項）。

なお、仮釈放の処分が効力を失うのは、一部執行猶予刑の実刑部分の期間の執行中に仮釈放となり、当該仮釈放中に当該一部執行猶予刑の執行猶予の言渡しが取り消された場合であるところ、別事件等で刑事施設に収容中の者について一部執行猶予刑の執行猶予の言渡しの取消請求をした場合においては、仮釈放中であるか否か、仮釈放中であればそれが実刑部分の期間の執行中であるか否か前科照会をするなどして確認した上、仮釈放中であって実刑部分の期間の執行中に当たるときは、執行担当事務官は、当該刑事施設の職員に対し、執行猶予の言渡しの取消請求をした旨及び取消裁判の経過を適宜の方法によりその都度連絡するなどして、刑事施設における仮釈放失効者の把握が適切に行われるようにされたい。

また、留置施設に勾留中の者については、仮釈放失効残刑の刑期は、仮釈放の処分が効力を失ったときから起算されること、その把握を怠り、勾留

について釈放されるなどした場合、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第15条第1項第1号に違反し不当に留置施設に収容することにつながることから、留置施設に勾留中の者について一部執行猶予刑の執行猶予の言渡しの取消請求をするときは、仮釈放中であるか否か、仮釈放中であればそれが実刑部分の期間の執行中であるか否かに特に注意し、仮釈放中であって実刑部分の期間の執行中に当たるときは、捜査・公判部門若しくは令状担当事務官又は留置施設の職員と特に緊密に連携を図り、勾留期間の満了前又は執行猶予の言渡しの取消裁判が確定する前に刑事施設に移送されるように特に配慮されたい。

### 第3 用紙の取扱いについて

今回改正された様式について、従前の様式による用紙が残存する限り、適宜修正を加え、これを使用することは差し支えない。